

平成 27 年度 定時社員総会議案書

日 時:平成 27 年 12 月 20 日(日)午後3時から
会 場:名古屋市中村区本陣通5-6-1
地域資源長屋なかむら会議室

<議 案>

- 第1号議案 第4期(平成26年度)事業報告ならびに収支決算報告(監査報告)承認の件
- 第2号議案 第5期(平成27年度)事業計画の件
- 第3号議案 第5期(平成27年度)収支予算の件
- 第4号議案 理事・監事選任の件
- 第5号議案 理事報酬決定の件

■第1号議案 第4期(平成26年度)事業報告ならびに収支決算報告(監査報告)承認の件

平成26年度 事業報告 平成26年10月1日～平成27年9月30日

以下、定款に基づく事業の区分に振り分けてご報告いたします。

(1) 障がい者、高齢者、生活困窮者等の就労困難者で勤労意欲のある者に対する支援を目的とする相談事業

①平成26・27年度名古屋市若年者自立支援サテライト事業(3,398,425円)

名古屋市子ども・若者総合相談センターを補佐する拠点として、名古屋市より委託を受け、「居場所提供型」の事業を行いました。平成27年度も引き続き採択を受けています。

平成26年度に引き続いて採択されたのは当法人だけであり、継続受託事業者として、名古屋市に対しての現場の状況報告や提案も行ってきました。

平成26年度において、名古屋市外の理容希望が多かったため(勤務地や理容就労訓練施設が市内などであったりする方含む)担当部署に提案し、平成26年度の理容実績を市外分も独自に集計したものを提出させていただいた結果、平成27年度においては、名古屋市への報告義務はあるものの、市内外問わず、同メニューを理容していただけることとなり、利用者の方のニーズに柔軟にお答えしやすくなりました。

平成27年12月5日現在、理容登録者数は111名に及び、うち7割程度が本人さんとなっています。

個別カウンセリング、グループカウンセリング、ボランティア体験、就労準備支援など、ご本人の状況とニーズに応じて個別支援計画を立てて活動させていただいている。

* 詳細実績は別紙参照

(2) 障がい者、高齢者、生活困窮者等の勤労者の健康福祉の向上を目的とするセミナー事業

① ①コミュニケーション研修事業(2,097,212円)

② 「自分との信頼関係の創り方講座」を基盤とする、コミュニケーション講座を就労困難に関わる支援団体においてプログラム導入が進みました。

(定期導入実績)

・不登校学生支援、通信制サポート校 NSA 高等学院

・株式会社 Noto カレッジ 障害者就労移行支援事業所でのコミュニケーションプログラム導入

(その他の実績)

・日本福祉大学職員対象研修

・特定非営利活動法人くるくる利用者対象研修

・特定非営利活動法人森の学舎自然学校コミュニケーションプログラム(ブラインド自然散策)

②共感留学プログラム事業(1,778,005円)

2013年度に参画した公益財団法人あいちコミュニティ財団の事業指定プログラムミエルカ2013で調達した寄付をもとに平成26年10月から平成27年3月まで、「共感留学プログラム2014」を実施しました。該当者15名が6回のセッションを経て、自ら創りだしたイベントを平成27年3月に実施、20名ほどの集客人数にて、発表を行いました。

プログラム途中に就労が決まった人、直後に決まった人、まだ決まっていない人それぞれのペースで次のプロセスへと歩んでいます。

年1回で取り組んできた同プログラムを年間で随時、より身の丈の頻度でできることから始められる仕組みを平成27年4月から導入しています。

「仕事に近いこと」を通じて自分のコミュニケーションを見つめていく仕組みとして、条件付き登録制のボランティアスタッフ制度「コミュニケーション・アテンダント(通商CA)」を平成27年4月より運用を開始し、自立への行動の阻害要因となる交通費を活動協力費として寄付金から支給しています。

平成27年12月現在登録者は18名、週1の頻度で活動をしている常時活動者は約10名ほどです。

主に、居場所提供の相談員アシスタントとしての「居場所番」や、講座アシスタント、企画事務などの活動にご尽力いただき、利用者の方のみならず職員も助けられています。

(3) 勤労者の健康福祉向上のためにワークライフバランス、ダイバーシティ推進を図ろうとする企業、団体へのコンサルティング及び研修事業

名古屋市就労訓練事業の推進(モデル)事業(4,765,280円)

なごや就労支援推進プロジェクト(コンソウシアム)にて一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト、特定非営利活動法人起業支援ネットと共に平成26年7月からモデル事業の採択を受けて活動してきました。

平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に基づき、一年間延長された同事業を遂行するにあたり、当法人がコンソウシアムの代表団体となり、従事職員の中核も当法人非常勤職員が担っています。

平成27年4月から制度化された認定就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の都市型モデルとして、同コンソウシアムでは、一般社団法人草の根ささえあいプロジェクトの代表理事でもあり、名古屋市子ども・若者総合相談センターのセンター長でもある渡辺ゆりか氏の就労支援ノウハウの体系化を「なごやモデル」として図りながら、スーパーバイズを受け、平成27年1月からの一年間で、該当者8名、累計10社での雇用前実習を実施し、うち6名は就労継続中、他2名も就労へのイメージがわかない段階から数ヶ月継続的に働いてから問題を整理しての再就職支援など、それぞれ前へと進む就労支援が続いている。

ただし、名古屋市の同事業は、来年度以降は名駅・金山・大曽根に設置されている総合相談窓口「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」が担うこととなっており、業務の移管を平成28年3月までに行い、それ以後は、自主事業としての中間的就労の提案事業としてはぐくんでいくことを目指しています。

(4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

①啓発を目的とするイベント主催

- ・名古屋都市センターまちづくり基金助成活動による「音マップ」プロジェクトの実施(平成 27 年 3 月まで)
- ・名古屋市社会貢献推進事業ぼらチャリ Vol.3 への参画(平成 27 年 1 月 25 日のぼらチャリパークへのボランティア参加)

②講演活動

- ・日本福祉大学国際福祉開発学部での暗闇ワークショップ実施
- ・岐阜県中濃圏域自立支援協議会での講演
- ・愛知県精神・発達障害者雇用促進事業での講演

平成 26 年度 収支決算報告(監査報告)承認の件(別添1一式)

当年度 経常収益計 12, 559, 681 円

当年度 経常費用計 13, 705, 741 円

当期経常増減額-1, 148, 460 円

監査報告書

平成 27 年 12 月 20 日

一般社団法人日本ダイバーシティ推進協会
代表理事 久保博揮 殿

私は、本法人の平成 26 年度 事業年度(平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち収支計算書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

平成 27 年 12 月 14 日
監 事 能登伸一

■第2号議案 第5期(平成27年度)事業計画の件

別添2参照

■第3号議案 第5期(平成27年度)収支予算の件(別添3)

経常収益計 10,567,730円

経常費用計 8,913,208円

当期経常増減額 1,654,522円

■第4号議案 理事・監事選任の件

新任監事

加藤 正浩

(任期:平成27年12月20日～平成29年12月20日)

退任理事

加藤 正浩

退任監事

能登 伸一

なお、社員総会でのご承認がいただけましたら、平成27年度理事・監事の理事会構成は以下のとおりとなります。

平成27年度理事会構成

理事 久保 博揮(重任)

理事 肥後 道子(重任)

理事 三瀬 雅之(重任)

監事 加藤 正浩 (新任)

■第5号議案 理事報酬決定の件

平成27年12月20日
一般社団法人 日本ダイバーシティ推進協会

役員の年間報酬については、総額 1,2000 千円の範囲とし、その範囲内における各役員の報酬額上限額を 5 万、支給方法は銀行振り込みとします。

(1)代表理事(2名)の報酬

①代表理事 久保博揮 平成 28 年 1 月から 12 カ月の報酬を無報酬とする。

②代表理事 肥後道子 平成 28 年 1 月から 12 カ月の報酬を 600 千円 (月額 5 万円)とする。

(2)理事(2名)の報酬なし(無報酬)

* ただし、代表理事を除く理事は非常勤職員を兼任した場合においては、勤務時間に準ずる給与が発生することがある。

(3)監事(1名)の報酬なし(無報酬)

【提案理由】

定款第 30 条第 1 項及び役員報酬に関する規則に基づく提案で、前年は、総額上限が 3,000 千円でした。第4期の赤字決算と自主事業収益が目標達成に至らなかった責任として、前年比およそ年間で 240 万円の報酬削減を提案するものです。